

長野陸上競技協会優秀選手表彰規程

平成 24 年 12 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 長野陸上競技協会(以下「本協会」という)は、優秀な競技者を表彰するため、この規程を定める。

(受章区分)

第 2 条 優秀選手の受章区分は次の通りとする。

- (1) 優秀選手章
- (2) 奨励章

(受賞者の条件)

第 3 条 受章選手は本協会の登録競技者であって、当該年度中に次に掲げた条件を具備したものに授与する。

- (1) 日本記録を樹立した者
 - (2) 日本の 10 傑に記録された者
 - (3) 長野県記録並びに長野県最高記録を樹立した者
 - (4) 長野県高等学校記録並びに長野県高等学校最高記録を樹立した者
 - (5) 長野県代表選手として全国大会に出場して入賞した者
- 2 奨励章は当該年度中に次に掲げた条件を具備した者に授与する。
- (1) 中学校の生徒で日本の 10 傑に記録された者
 - (2) 長野県中学校記録並びに長野県中学校最高記録を樹立した者
 - (3) 中学校の生徒で、全国大会において優秀な成績で入賞した者
 - (4) 小学校の児童で、全国大会において優秀な成績で入賞した者

(受賞者の決定)

第 4 条 優秀選手章及び奨励章の受章者は、理事会の承認を経てこれを決定する。

(表彰の方法)

第 5 条 優秀選手の受賞者には、章記と副賞を贈る。

- 2 奨励章の受賞者には、章記と副賞を贈る。

(表彰の期日)

第 6 条 優秀選手章及び奨励章の授与の期日は、毎年長野県陸上競技春季大会第 2 日目とする。

附 則

本規程は平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

◎長野陸上競技協会優秀選手表彰規程に関する申し合わせ事項

平成 24 年 12 月 1 日制定

○表彰に関する申し合わせ

- ・優秀選手表彰に関し、同一人が複数の項目に該当する場合も、同一年度内において複数の表彰は行わない。
- ・第 3 条(1)(2)および(3)(4)における長野県記録ならびに長野県最高記録、長野県高等学校記録ならびに長野県高等学校最高記録樹立に関し、陸上競技場内でのリレー競技における通常の所属を越えた混成メンバーによる場合にはこれを表彰の対象にしない。ただし、国民体育大会における混成チームが第 3 条(5)に該当した場合は、これを表彰の対象とする。

○副賞に関する申し合わせ

- ・優秀選手章ならびに奨励章の副賞として、クオカードを贈呈するものとする。
- ・第 3 条(1)(2)(3)ならびに(5)の項目に該当する優秀選手の副賞として、1 万円のクオカードを贈呈する。なお、リレー競技((5)に関して駅伝競走を含む)の表彰に関しては、樹立したメンバー(実際に競技した者)全員にそれぞれ贈呈するものとする。
- ・第 3 条(4)に該当する優秀選手章及び奨励章の副賞として 5 千円のクオカードを贈呈する。なお、リレー競技(奨励章(3)に関して駅伝を含む)の授賞に関しては、樹立メンバー(補欠は除く)全員にそれぞれ贈呈するものとする。